

第 4458 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 4月 5日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 広告宣伝用資産の贈与を受けた場合

**Q**：当社はこの度、メーカーの名前が入った店舗用の陳列棚をもらいました。この場合の税務上の取扱いはどうなりますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

陳列棚はその支出の効果が1年以上に及ぶことから、その費用は繰延資産に該当することになります。繰延資産は、その効果の及ぶ期間で償却することになりますが、広告宣伝用資産の贈与による繰延資産の場合は、原則として、その資産の耐用年数の70%相当の年数により、その年数が5年を超えるときは5年で償却することになります。

また、広告宣伝用資産の贈与を受けた側の受贈益については、次のように取り扱われます。

①もっぱら贈与した側の広告宣伝用にだけ役立つと認められる資産

受贈益の計上は要しません。

②贈与を受けた側でも経済的利益を享受するもの

贈与した側における取得価額の3分の2相当額で評価し、無償の場合はその3分の2相当額が、有償の場合はその3分の2相当額から譲受価額を控除した金額が経済的利益として受贈益となります。ただし、この経済的利益の金額が30万円以下の場合、経済的利益の額はないものとして取り扱われます。

